

平成 27 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することを義務づけられています。

平成 27 年度において市内で報告義務のある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）ありましたが、3 施設から測定結果の報告があり、全ての施設が排出基準に適合していました。

平成 27 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)			ダイオキシン類(ばいじん)			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	H27.10.28	0.21	1	H27.10.28	0.0041	-	H27.5.27	0.59	-	No. 4 廃棄物焼却炉燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
										H27.8.19	0.41		
										H27.10.28	0.29		
2			2	H27.12.17	0.0048	1	H28.1.7	0.016	-	H27.11.24	0.79	-	No. 5 廃棄物焼却炉燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
										H28.1.7	0.98		
3	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	H27.11.2	1.1	5	H27.10.26	0.15	3	H27.10.26	0.63	3	

燃え殻、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません